

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 26 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等
における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和 2 年 2 月 4 日健感発 0204 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等をお示ししたところです。

今般の諸外国での発生状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症の流行地域について下記のとおり変更することとしましたので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いします。

なお、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」（令和 2 年 5 月 15 日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）は本日をもって廃止します。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

届出通知の別紙における「第 7 指定感染症」の（4）イ及びウで示されている「新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」とは、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンティグア・バーブーダ、アンドラ、イスラエル、イタリア、イラン、インド、インドネシア、ウクライナ、ウルグアイ、英国、エクアドル、エジプト、

エストニア、エルサルバドル、オーストラリア、オーストリア、オマーン、オランダ、カザフスタン、カタール、カナダ、ガボン、韓国、ガーナ、カーボベルデ、北マケドニア、ギニア、ギニアビサウ、キプロス、ギリシャ、キルギス、クウェート、クロアチア、コソボ、コロンビア、コンゴ民主共和国、コートジボワール、サウジアラビア、サントメ・プリンシペ、サンマリノ、ジブチ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、赤道ギニア、セルビア、セントクリストファー・ネイビス、タイ、台湾、タジキスタン、チェコ、中国（香港及びマカオを含む。）、チリ、ドイツ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トルコ、デンマーク、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、バチカン、パナマ、バハマ、バルバドス、ハンガリー、バングラデシュ、バーレーン、フィリピン、フィンランド、フランス、ブラジル、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ベラルーシ、ベルギー、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、ポルトガル、ホンジュラス、ポーランド、マルタ、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モナコ、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシャス、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア及びロシアとする。

2 適用日等

令和2年5月27日より適用することとし、同日以降の医師の診断より、届出通知の別紙「第7 指定感染症」の（4）イ及びウについて「発症前14日以内にアイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンティグア・バーブーダ、アンドラ、イスラエル、イタリア、イラン、インド、インドネシア、ウクライナ、ウルグアイ、英国、エクアドル、エジプト、エストニア、エルサルバドル、オーストラリア、オーストリア、オマーン、オランダ、カザフスタン、カタール、カナダ、ガボン、韓国、ガーナ、カーボベルデ、北マケドニア、ギニア、ギニアビサウ、キプロス、ギリシャ、キルギス、クウェート、クロアチア、コソボ、コロンビア、コンゴ民主共和国、コートジボワール、サウジアラビア、サントメ・プリンシペ、サンマリノ、ジブチ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、赤道ギニア、セルビア、セントクリストファー・ネイビス、タイ、台湾、タジキスタン、チェコ、中国（香港及びマカオを含む。）、チリ、ドイツ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トルコ、デンマーク、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、バチカン、パナマ、バハマ、バルバドス、ハンガリー、バングラデシュ、バーレーン、フィリピン、フィンランド、フランス、ブラジル、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ベラルーシ、ベルギー、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、ポルトガル、ホンジュラス、ポーランド、マルタ、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モナコ、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシャス、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ル

ーマニア及びロシアに渡航又は居住していたもの」と取り扱うこととする。

また、今後取扱いに変更がある場合、別途厚生労働省健康局結核感染症課より連絡する。